

令和3年9月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正する省令の公布及び施行について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が本年8月16日に公布され、本年8月26日より施行されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

今般の省令改正では、小規模多機能型居宅介護事業所（予防含む）の登録定員及び利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に改正されました。

なお、当該改正につきましては、本会から厚生労働省に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスの趣旨である小規模でなじみの職員による家庭的なケアが損なわれることのないような運用とするように強く申し入れており、その結果、添付の老健局長通知2ページ目の「第3 改正の趣旨」には、『市町村が条例を定めるに当たり、地域の実情に応じて「合理的な理由がある範囲内」について必要な説明や議論等を行っていただくことになるが、一般論としては、小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという小規模多機能型居宅介護の事業等の制度趣旨を踏まえて介護保険法令で定員が定められていることを踏まえつつ定員の見直しを行う』と記載されております。

老発 0819 第 2 号
令和 3 年 8 月 19 日

各都道府県知事 殿
各市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について（通知）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 141 号）が別添のとおり令和 3 年 8 月 16 日に公布され、同月 26 日より施行することとされたところである。本省令の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 44 号)により改正された介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)について所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 1 条第 5 号及び第 7 号を改正し、同基準第 66 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に改正する。また、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 1 条第 3 号及び第 5 号を改正し、同基準第 47 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員に関する基準についても、「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に改正する。

第3 改正の趣旨

今般の改正は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る登録定員及び利用定員に関する基準について市町村が条例を定めるに当たり、これらの事業が小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという趣旨に鑑みて登録定員及び利用定員が定められていることを踏まえながら、改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第1条第7号及び改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第1条第5号にそれぞれ規定する「標準とすべき基準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準とすべき基準」と異なる内容を定めることができるものとするものである。

なお、市町村が条例を定める当たり、地域の実情に応じて「合理的な理由がある範囲内」について必要な説明や議論等を行っていただくことになるが、一般論としては、小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという小規模多機能型居宅介護の事業等の制度趣旨を踏まえて介護保険法令で定員が定められていることを踏まえつつ定員の見直しを行うが、人員に関する基準や設備に関する基準のうち宿泊室の床面積に係るもの等は今般の改正後も引き続き「従うべき基準」であることを踏まえ、サービスの質が担保されること等が考えられる。

第4 施行期日

法の公布日から起算して3月を経過した日(令和3年8月26日)から施行すること。